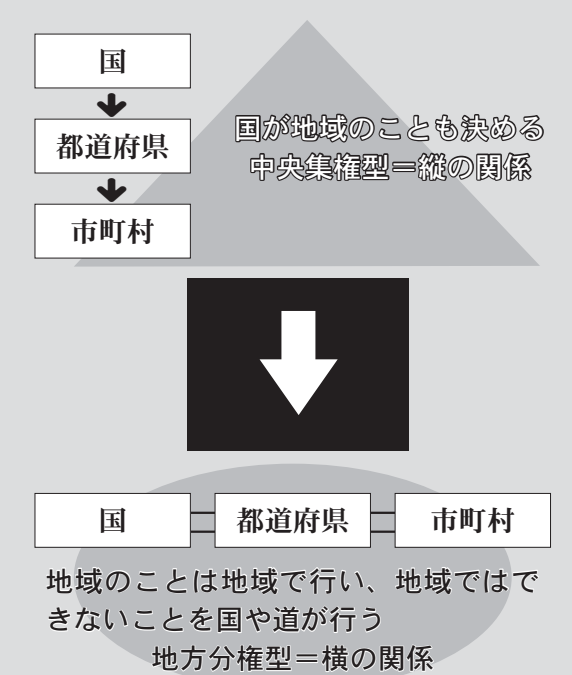


～町民基本条例(仮称)の
制定に向けて～



シリーズ
新自治への一歩②

今、全国の市町村で、「自治基本条例」という耳慣れない条例が、盛んに制定され始めました。これは、何を意味しているのでしょうか。

■■■この条例は、いつから、なぜつくられたの？■■■

この条例が制定され始めたのは、7年前、平成13年ごろからです。一番最初に制定したのは、北海道虻田郡二セコ町と言われています。それからだんだん増え始め、今では、全国で120市町村を超え、多くの自治体が制定に向けた取り組みをしています。

平成13年以降に作られ始めた背景には、平成12年に施行された法律「地方分権一括法」の存在があげられます。この法律は、いままでの国が導いてきたまちづくりを、それぞれのまちが自分たちで考え行動し、責任を持って地域の特色を生かしたまちづくりとするようにと、変えるものです。

地域の良いところや問題を一番知っている私たち、町民・議会・行政と一緒に協力してまちづくりを進めるためには、町の全員が認める共通のルールが必要となります。そのために、全国の市町村がみんななで知恵を出し合って、この条例を作り、新しいまちづくりに取り組んでいます。

今回は、この条例で決める内容について取り上げます。
※広報「くんねっぷ」と合わせて配布しましたアンケートにご協力をお願いします。

今回のキーワード
【地方分権：ちほうぶんけん】

国が持っている権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移すことを言います。今までは国が決めていた仕事を、これからは各地域で自分たちが考え、自分たちの責任でまちづくりを進めることができるようになります。

■問合せ 企画財政課企画係 (☎47-2115 役場2階 窓口12番)

バス通学定期運賃差額補助の利用を

バスを利用して通学される場合は、差額補助制度をご利用ください。

この補助は「北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金」を利用し、ふるさと銀河線定期運賃相当額でバスの定期券が購入できるよう、平成21年3月31日まで行っています。

■新たに4月から利用される方
3月31日までに印鑑を持参のうえ、役場2階企画財政課までお越しください。

■すでに定期券を利用されている方
4月以降の最初の更新時に通学定期券発行申込書(通学証明書)が必要となりますので、早めに準備願います。なお、町外で定期券の更新をする場合には差額補助券が必要となりますので、通学証明書を持参のうえ、企画財政課にお越しください。

■問合せ 企画財政課 (☎47-2115 役場2階 窓口12番)

平成19年度定期監査結果報告

「適正な行財政運営」

定期監査は、地方自治法に基づき年1回以上の実施が義務付けられています。

町監査委員が、平成19年12月末日における財務および経理の執行状況について、各課に書類の提出と課長など担当者の出席を求め、2月4日から7日までの4日間にわたり、定期監査を行いました。

なお、建設工事などの現地調査については、降雪の関係から昨年11月19日に実施しています。

■今年度の主な監査項目

- ・備品の管理状況
- ・各業務の電算化の状況
- ・入札の執行状況
- ・「夜間町長室」および「みんなのふるさと懇談会」の開催状況
- ・財政運営状況
- ・町税収納状況
- ・(19年度分・滞納繰越分)ごみ収集の状況
- ・国保会計の財政運営の見通し
- ・温泉保養センターの運営状況
- ・工事の実施状況
- ・(現地調査を含む)下水道事業の運営状況
- ・公園の維持管理状況
- ・燃料の調達状況・水道事業の経営状況

- ・学校の経理状況(訓子府小学校の現地調査を含む)
 - ・幼稚園の運営状況
 - ・歴史館、温水プールの運営状況
- この監査結果は、次のとおり町長、議長などに報告するとともに、役場庁舎前の掲示板(2月7日付)に公表しています。

監査の結果および意見

平成19年11月に実施した建設工事などの現地調査および平成19年12月末日現在における各会計の予算執行状況、町税等収納状況、事業実施状況、学校管理事務状況などについて監査を実施した結果、適正な行財政運営がなされていることを認める。

なお、次の事項について対応を望みたい。

町税などの滞納繰越を減少させるための具体的方策(不納欠損時効中断の活用および徴収目標の設定など)を図り、安易に不納欠損の措置を行われないように配慮すること。

国民健康保険事業特別会計については、財政調整基金の保有状況を考えると、今後の財政運営について早急な検討が必要である。

水道事業会計については、今後も漏水改善を図り、有収率向上に努めること。

(監査委員)

教育

一緒に考えてみませんか



訓子府町親と子の教育相談員 飯田 壮一

「学ぶ」と「つなぐ」

学校はあと1か月で新学期を迎え、4月からの新入生は夢と希望でいっぱいのことと思います。

勉強は、学校だけで完結するものではありません。学校は、まさに生涯学び続ける生涯学習の基礎を培うところです。学ぶということは、何も人から教わったり、本を読んだりすることだけではなく、周りの人たちから学ぶことが多いものです。若者は、お年寄りから生きる知恵や心意気を学び、お年寄りは、若者からエネルギーをもらう。

学校では、「子どもに教える教師より、子どもから学ぶ教師であれ」と言われます。子どもから学ぶということは、子ども一人ひとり学び方が違うことを知り、その子に合ったより多くの策を身につける必要があるからです。また、昨今ゆとり教育がぶれつつありますが、ゆとり教育の源は：

- 子どもに、考えさせる場を十分設定するゆとり
- 子どもに、自然やさまざまな出来事に触れさせ、体験を通して学び、生きて働く知識を培うゆとり
- また、時代がどう変わろうとも普遍的な学びのほずです。また、「学び」とは、人から与えられるのではなく、「自ら」という意味が強く含まれると思われませんが、皆さんはいかがお考えでしょうか。

◆親と子ための教育相談(毎月第2木曜日 14時～18時 公民館)
電話、ファクス、Eメールでも相談できます。
☎47-2121 FAX 47-2174 Eメール kanri@town.kunneppu.hokkaido.jp